

大門地区防災計画

平成29年5月

大門地区防災対策委員会

計 画 の 構 成

第 1 部 総則

第 2 部 予防計画

第 3 部 震災応急対策計画

第 4 部 風水害応急対策計画

第 1 部 総 則

1 計画の方針

(1) 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）の規定および青梅市地域防災計画にもとづき、大門地区防災対策委員会が災害予防、災害応急対策を実施することにより、地域住民の生命、身体および財産を災害から守ることを目的とする。

(2) 計画の構成

この計画は、次の 4 部の構成とする。

第 1 部 総則

第 2 部 災害予防計画

第 3 部 震災応急対策計画

第 4 部 風水害応急対策計画

(3) 計画の前提

この計画は、平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した「東日本大震災」（東北地方太平洋沖地震）および近年発生した土砂災害などの教訓を反映させたものとする。

(4) 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、青梅市地域防災計画の修正や災害対策基本法の改正があった場合、その他必要があると認める場合は、これを修正する。

2 大門地区の概要

大門地区は、青梅市（以下「市」という。）の東部に位置し、地域の中央を荒川水系に属する霞川が流れ、北側の丘陵地、南側の広大な平坦地からなっており、自然災害では土砂災害の発生が危惧される地域がある。

大門地区には、古くは旧石器時代の遺跡をはじめとする多くの遺跡が確認されている。

中でも霞台遺跡は、霞川南岸に営まれた約 1 5 万平方メートルの面積をもつ広い集落（ムラ）跡であることから、大門地区は、古くから自然災害等の発生が比較的少ない地域として多くの人が生活を営んでいたと考えられる。

平成 2 8 年 1 月 1 日現在の人口は 2 0 , 9 0 5 人、世帯数は 8 , 9 1 6 世帯

となる。

3 関係機関・団体の業務大綱

この計画における防災に関して処理する災害予防業務および災害応急対策業務は、概ね次のとおりとする。

機関・団体名	業 務 の 大 綱
大門市民センター	・青梅市災害対策本部との連絡調整に関すること。 ・管内の被害に関する情報の収集、伝達に関すること。 ・災害時要援護者支援に関すること。
大門地区 防災対策委員会	・大門地区防災対策委員会の運営に関すること。 ・被害に関する情報の収集、伝達に関すること。 ・各自治会との情報連絡に関すること。 ・災害時要援護者支援に関すること。
自治会第三支会	・管内の被害実態の把握および各種情報の収集、伝達に関すること。 ・各自治会との連絡調整に関すること。 ・避難所の開設および運営に関すること。
消防団第8分団	・水火災の防御に関すること。 ・人命の救助および救護に関すること。 ・危険物等の措置に関すること。 ・避難勧告等の伝達および避難誘導に関すること。 ・その他消防および水防に関すること。
まとい会霞西支部	・地域の被害状況の収集および応急措置に関すること。 ・消防団員の活動に対する支援に関すること。
大門・今寺駐在所	・被害の実態把握と各種情報の収集に関すること。 ・交通の規制に関すること。 ・被災者の避難・誘導に関すること。 ・公共の安全と秩序の維持に関すること。
交通安全協会 第3支部	・交通規制・誘導の補助に関すること。 ・住民の避難・誘導に関すること。
西東京農協本店	・災害における応急対策の協力に関すること。

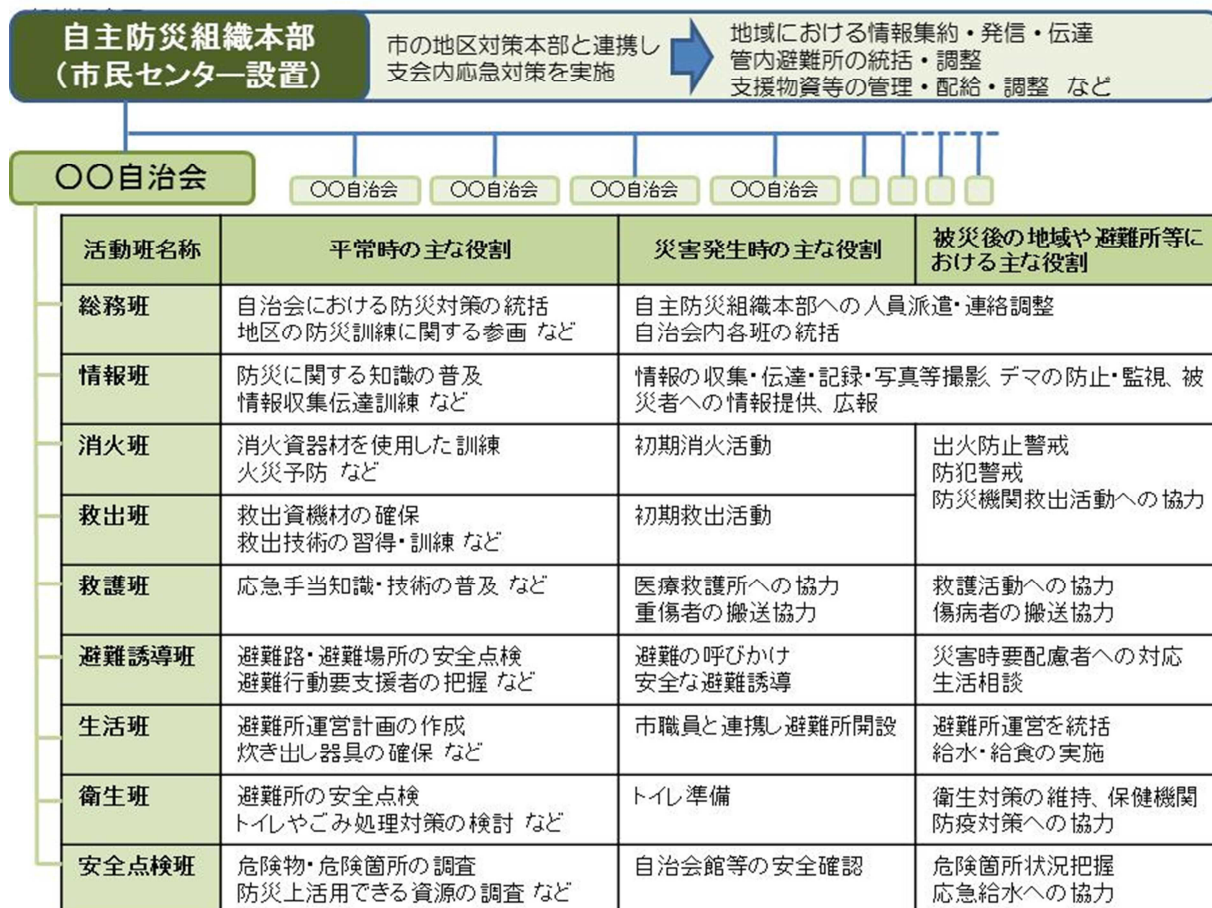
機関・団体名	業 務 の 大 綱
民生・児童委員	・ 災害時要援護者支援に関すること。 ・ 高齢者や障害者の安否確認に関すること。
女性防火防災の会 第3支部	・ 災害予防に関すること。 ・ 避難所の運営に関すること。
市立第三小学校	・ 児童の避難、救出、救護および安全教育に関すること。 ・ 避難所の開設・運営に関すること。
市立霞台小学校	
市立吹上小学校	
市立第三中学校	・ 生徒の避難、救出、救護および安全教育に関すること。 ・ 避難所の開設・運営に関すること。
市立吹上中学校	
市立泉中学校	
防災士	・ 地域防災活動の企画、指導に関すること。

第2部 災害予防計画

1 災害に強い大門地区づくり

(1) 災害に強い体制づくり

災害に強い地区づくりのため、平時からの体制を構築する。



(2) 震災に強い地域づくり

ア 建物の耐震化

大門地区内の旧耐震基準で建設された建物の所有者に対しては、市の耐震に関する補助事業を活用しての耐震診断および耐震補強工事の推進を通して、建物の耐震化率の向上を図るものとする。

公共施設の耐震化の状況 (平成28年4月1日現在、単位：㎡)

施設名	構造	延べ面積
大門市民センター本館	鉄筋コンクリート造3階建	809
大門市民センター附属体育館	鉄骨造1階建	630

施 設 名	構 造	延べ面積
市立第三中学校校舎	鉄筋コンクリート造3階建	7, 1 7 5
市立第三中学校屋内運動場	鉄骨造 1 階建	1, 1 7 4
市立吹上小学校校舎	鉄筋コンクリート造3階建	4, 9 9 4
市立吹上小学校屋内運動場	鉄骨造一部 2 階建	1, 0 5 1
市立吹上中学校校舎	鉄筋コンクリート造4階建	6, 5 8 5
市立吹上中学校屋内運動場	鉄骨造一部 2 階建	9 9 6
市立霞台小学校校舎	鉄筋コンクリート造3階建	6, 6 6 0
市立霞台小学校屋内運動場	鉄骨造一部 2 階建	7 2 1
市立若草小学校校舎	鉄筋コンクリート造3階建	6, 3 1 2
市立若草小学校屋内運動場	鉄骨造一部 2 階建	1, 0 3 4
市立第三小学校校舎	鉄筋コンクリート造3階建	5, 8 1 0
市立第三小学校屋内運動場	鉄骨造一部 2 階建	9 9 1
障がい者サポートセンター	鉄筋コンクリート造2階建	1, 1 1 7

※上記建築物は、全て耐震性あり。

イ 家具等の転倒・落下等の防止対策の推進

地震発生時の人的被害の多くは、室内における家具類等の転倒・落下等によって生じていることから、負傷者を減少させ、負傷の程度を軽くし、地震後の出火防止や地域での救出・救護活動を迅速に行うことができるようにするため、家具等の転倒・落下等の防止対策の推進を図る。

ウ 防災訓練の実施

大地震等の発生に備え、地域住民、自主防災組織等の緊密な協力体制づくりの推進を図るとともに、情報の収集・伝達、初期消火、避難等が迅速かつ的確に行動できるよう防災訓練を実施する。

また、「自分たちの街は自分たちで守る」という防災意識の高揚を図るため、広報等により防災訓練への積極的な参加を促すとともに、訓練内容の充実を図る。

(3) 風水害に強い地域づくり

ア 土砂災害対策の推進

土砂災害の恐れのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う。

※ 土砂災害警戒区域等の指定状況 (平成24年4月1日現在、単位：箇所数)

町 丁 名	土砂災害警戒区域		内、土砂災害特別警戒区域	
	急傾斜地	土 石 流	急傾斜地	土 石 流
木野下1丁目	2		2	
木野下2丁目		1		1
塩 船	4	1	3	
大門1丁目	1		1	
吹 上	2		2	
谷 野		2		2
計	9	4	8	3

イ 警戒避難体制の整備

土砂災害に関しては、警戒区域ごとに情報の収集および伝達、予報または警報の発表および伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について事前に定めておく。

ウ 浸水対策の推進

平成20年度に東京都都市型水害対策連絡会が主体となって作成した「霞川および多摩川上流圏域浸水予想区域図」によると、平成12年9月に発生した東海豪雨（総雨量589mm、時間最大雨量114mm）が降った場合、霞川流域の今寺、大門等の一部の地区では、浸水した場合に0.2～2.0mの深さとなる恐れがあるとされている。

このため、浸水が予測される場所については、浸水想定区域周辺住民の迅速な避難体制の整備に努める。

2 災害時要配慮者支援制度の推進

地震や風水害などの災害発生時に一番の力になるのは、隣近所や地域の方の助け合いである。

このため、市では災害発生時に自力で避難行動を行えない高齢者や障害のあ

る方の安否確認、避難誘導を行うため支援制度を設けて登録を行っている。

大門地区においても、要配慮者に対し、普段からの見守り、安否確認などの支援を通じて、災害発生時に支援が円滑にできるよう、平常時から地域で助けあう支援体制づくりを推進する。

※ 大門地区の登録者数（大門第三および霞台第2住宅を含む）

平成26年5月1日現在 202人

3 災害対策用物資の備蓄等

災害発生時の応急活動が適正に行えるよう、災害対策用物資を備蓄する。

また、災害時は平常時には予測できない市場流通の混乱、物資の入手困難が予想されるため、食糧、飲料水、常備薬品等、最低3日分程度の家庭内備蓄の啓発に努める。

※ 大門市民センター防災倉庫備蓄状況

（平成25年4月現在）

品 名	数 量	品 名	数 量
土のう袋	1,500袋	飲料用ポリタンク	30個
解 縄	1,000m	トイレ組立式	和式 5基
ロープ	50m	トイレ便袋	1,500枚
パイル	300本	プライバシーテント	3張
鉄 線	500kg	毛 布	200枚
スコップ	10丁	防水シート	10枚
つるはし	10丁	炊出釜	1台
掛 矢	5丁	発電機	2台
ジョレン	10丁	投光器	2台
カッター	5丁	テント(2×3間)	1張
竹 み	10丁	汎用ポリタンク20L	8個
カンパン類	2,112食		
アルファ化米	1,000食（五目ごはん800食、梅おかゆ200食）		

※ カンパン類とアルファ化米の備蓄食料は、青梅市災害対策本部の判断により、被害や避難所の状況に応じ、各防災倉庫から必要量が供給される。

第3部 震災応急対策計画

1 応急活動体制

(1) 大門地区防災対策委員会の活動体制

ア 大門地区災害対策本部の設置

大門地区防災対策委員会（以下「委員会」という。）は、市が災害予防および災害応急対策を実施するために、震度および災害の発生状況等に応じて、第2号警戒体制以上の体制が必要であると認め、青梅市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置した場合、その他必要があると判断した場合には、大門市民センター内に大門地区災害対策本部（以下「大門本部」という。）を設置する。

委員会は、大門本部を設置した場合には、災害対策本部にその旨を連絡する。

なお、大門市民センターが使用不能となった場合には、市立第三中学校に大門本部を設置する。

イ 大門本部の組織

大門本部は、本部長、副本部長、広報部長、防火・防災部長、救出救護部長、避難誘導部長、給食給水部長、調達部長で組織し、活動内容を定める。（別紙1）。

なお、大門本部は、次の者をもって構成する。

自治会第3支会正・副支会長、消防団第8分団第2部・第3部各部長、まとい会霞西支部第2班・第3班の代表者、交通安全協会第3支部長、民生・児童委員代表者、大門市民センター職員、その他状況に応じて必要な要員（別紙2）

ウ 大門本部への参集

構成員は、震災における大門本部の設置に当たっては、原則として連絡を待つことなく自主的に大門市民センターに参集する。

エ 大門本部の活動

大門本部は、大門地区内の被害状況等の収集に努めるとともに、必要に応じて避難所の開設準備および開設を行う。

また、青梅市災害対策本部との連絡・調整を行い、必要に応じて災害対策本部に人的派遣要請および食糧等の物資の要請等を行う。

オ 大門本部の廃止

委員会は、地震による災害発生の恐れがなくなった場合、または発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合は、大門本部を廃止する。また、大門本部を廃止した場合には、災害対策本部にその旨を連絡する。

(2) 自治会本部の活動体制

ア 自治会本部の設置

市内で「震度 5 強」以上の地震が観測された場合には、自治会館内に「自治会本部」を設置する。

自治会本部を設置した場合には、大門本部（大門市民センター）へその旨を連絡する。

イ 自治会本部の組織

自治会本部は、次の者の内、あらかじめ自治会長が指名した者をもって構成する。

自治会役員、まとい会霞西支部第 2 班・第 3 班の会員、交通安全協会第 3 支部指導員、その他状況に応じて必要とする者

ウ 自治会本部への参集

構成員は、震災における自治会本部の設置に当たっては、原則として連絡を待つことなく自主的に自治会館に参集する。

エ 自治会本部の活動

自治会本部は、自治会管内の被害状況等の収集に努めるとともに、大門本部との連絡・調整を行い、必要に応じて食糧等の支援の要請を行う。

オ 自治会本部の廃止

地震による災害発生の恐れがなくなった場合、または発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合は、自治会本部を廃止する。

自治会本部を廃止した場合には、大門本部へその旨を連絡する。

(3) 情報連絡体制

大門本部は、有線電話、携帯電話、青梅市防災行政無線（デジタル移動）を活用して被害等の情報収集に努める。

また、必要に応じて消防団無線の活用およびアマチュア無線協会に協力を要請する。

2 避難計画

(1) 避難所・避難場所等の開設場所

震災時、風水害時の避難所・避難場所等は、青梅市地域防災計画で定められている。

なお、風水害での避難所は、一時的に避難する場所となる。

大門地区の指定場所は、別紙３のとおりである。

(2) 避難所の管理・運営

自治会、自主防災組織等を中心とした自主的な避難所運営を図るためには、避難所の管理・運営についてのルール等を平常時から決めておくことが大切であることを踏まえ、市が作成した避難所運営マニュアルガイドラインにもとづき、避難所ごとの運営マニュアルの作成を推進する。

なお、避難所の運営においては、男女共同参画の観点から、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮し、プライバシーの確保に努める。

第4部 風水害等応急対策計画

1 応急活動体制

(1) 委員会の活動体制

ア 大門本部の設置

委員会は、次のいずれかの場合において、大門地区で大きな風水害等が発生することが予想される場合には、大門市民センター内に「大門本部」を設置する。

- (ア) 市に大雨、洪水、暴風、大雪または暴風雪のいずれかの気象情報が発表された場合
- (イ) 台風の接近等により被害が発生した場合
- (ウ) 青梅市役所の雨量計で最大1時間降水量50ミリを超えた場合、または24時間降水量が300ミリを超えた場合
- (エ) 土砂災害警戒情報または水防警報が発表された場合
- (オ) 局地豪雨、豪雪、火事、爆発その他重大な事故が発生した場合
- (カ) その他委員会の会長（自治会第3支会長）が必要と判断した場合

委員会は、大門本部を設置した場合には、災害対策本部にその旨を連絡する。

なお、大門市民センターが使用不能となった場合には、市立第三中学校に大門本部を設置する。

イ 大門本部の組織

大門本部の構成員については、第3部 震災応急対策計画 1 応急活動体制 (1) 大門地区防災対策委員会の活動体制 イ 大門本部の組織の記載に準ずるものとする。

ウ 大門本部への参集

構成員は、風水害等における大門本部の設置に当たっては、委員会の会長（自治会第3支会長）の指示にもとづく大門市民センターからの連絡があった場合に参集するものとする。

エ 大門本部の活動

大門本部は、大門地区内の被害状況等の収集に努めるとともに、自主避難者を受け入れるため、必要に応じて一時的に避難する場所の開設準備および開設を行う。

また、青梅市災害対策本部との連絡・調整を行い、必要に応じて災害対策本部に人的派遣要請および食糧等の物資の要請等を行う。

オ 大門本部の廃止

委員会は、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、または発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合は、大門本部を廃止する。また、大門本部を廃止した場合には、災害対策本部へその旨を連絡する。

(2) 自治会本部の活動体制

ア 自治会本部の設置

風水害等により自治会管内で大きな被害が発生した場合、または発生する恐れがある場合には、自治会館に「自治会本部」を設置する。

自治会本部を設置した場合には、大門本部（大門市民センター）へその旨を連絡する。

イ 自治会本部の組織

自治会本部は、次の者の内、あらかじめ自治会長が指名した者をもって構成する。

自治会役員、まとい会霞西支部第2班・第3班の会員、交通安全協会第3支部指導員、その他状況に応じて必要とする者

ウ 自治会本部の活動

自治会本部は、自治会管内の被害状況等の収集に努めるとともに、大門本部との連絡・調整を行い、必要に応じて食料等の支援の要請を行う。

エ 自治会本部の廃止

風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、または発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合は、自治会本部を廃止する。

自治会本部を廃止した場合には、大門本部へその旨を連絡する。

2 避難計画

風水害等における避難計画については、第3部震災応急対策計画 2 避難計画の記載に準ずるものとするが、風水害等における避難所は、一時的に避難する場所となる。

(1) 避難基準

大雨警報が発令され、河川の氾濫等により人命に危険な状況が予測される場合、避難を行う。

土砂災害については、原則、気象庁と東京都が合同で発表する「土砂災害警戒情報」が発表され、最大1時間降水量が50ミリまたは24時間降水量が300ミリを超えた場合、「土砂災害特別警戒区域」に指定されている区域の居住者は自主的に避難する。

また、土砂災害の前兆現象（斜面に亀裂、小石が斜面からぱらぱら落ちるなど）等に気づいた場合、直ちに安全な場所に自主的に避難を行う。

(2) 避難所（避難場所）の開設場所

風水害時の避難所（避難場所）は、原則として、地元自治会館とし、地元自治会館が土砂災害等により被害を受ける恐れがある場合には、他の隣接する自治会館とする。

※ 自治会館一覧（大門地区）

（平成27年4月現在）

自治会館名	所在地	電話番号	使用自治会
吹上公会堂	吹上 247-1	23-2021	吹上自治会
野上第一自治会館	野上町 1-35-24	23-0667	野上第一自治会
野上会館	野上町 2-12-3	23-2409	野上第二自治会
野上第3自治会館	野上町 3-19-20	24-4568	野上第三自治会
大門第1自治会館	大門 1-787-5	23-1464	大門第一自治会
大門会館	大門 1-567-1	31-2655	大門第二自治会
大門第5自治会センター	大門 2-184-5	31-3951	大門第五自治会
塩船公会堂	塩船 213	—	塩船自治会
谷野自治会館	谷野 140	31-2472	谷野自治会

自治会館名	所在地	電話番号	使用自治会
木野下会館	木野下 1-450-2	31-3148	木野下自治会
今寺公会堂	今寺 1-540	——	今寺西・今寺榎自治会
今寺第4第5自治会館	今寺 5-12-13	32-1650	今寺第4・第5自治会
大門第5・6集会所	大門 1-376	32-1654	大門第三自治会
第2住宅集会所	野上町 3-9-1	23-1286	霞台第2住宅

※急傾斜地の崩壊、土石流の指定状況なし

(3) 避難所の運営

風水害時の避難は、浸水被害や土砂災害等が発生する前に避難を行う必要がある。

このため、地域の住民に避難所や避難方法などについて、日ごろから周知に努める。

また、避難所の運営は、自治会役員、地元の各種団体等が連携して行う。

その他

1 実施期日

この計画は、平成28年5月18日から実施する。

大門本部の組織および活動内容

別紙 1

区 分		構成員	活 動 内 容
大 門 本 部	本部長	・支会長	1 災害対策本部の設置 2 災害情報の収集および住民への伝達 3 地区の被害状況の把握および報告
	副本部長	・副支会長	4 各部に対する指示 5 市等への各種要請 6 資器材、応急食糧等の調達
	広報部長	・自治会長代表	1 出火防止、混乱回避等の広報活動 2 住民の安否の確認 3 被害状況の収集、本部への報告 4 避難指示等重要情報の市民広報 5 収容者名簿の作成 6 報掲示板の設置
	防火・防災部長	・消防団第2部・3部 各部長	1 初期消火活動 2 消防署、消防団が行う消火活動への協力 3 消火活動等への住民協力呼びかけ 4 負傷者の救出、救護活動への協力
	救出救護部長	・民生児童委員の代表 者	1 高齢者や障害者の安全確認、情報提供、支援 2 救護所の設置および救護所の開設に協力 3 負傷者の救出、救護所への搬送 4 救護活動への住民協力の呼びかけ
	避難誘導部長	・交通安全協会第3支 部長	1 避難ルートの安全確認、ルートの確定 2 避難開始のタイミングの決定 3 高齢者等への配慮 4 警察署が行う交通対策への協力 5 避難所の運営
	給食給水部長	・まとい会霞西支部第 2班・第3班の代表 者	1 地区の罹災者の人数把握 2 炊き出しの実施 3 防災機関が行う給水活動への協力 4 避難所での応急食糧、救援物資の配給に協力
	調達部長	・第2・第3ブロック 連合自治会各会計	1 資器材の調達 2 応急食糧、生活物資等の調達 3 避難所での応急食糧、救援物資の配給に協力

なお、大門市民センター職員および青梅市地域防災計画に基づく指定動員職員は、通信・情報収集・伝達等に努め、市の災害対策本部と大門本部との連携を図る。

大門本部の構成員

(平成〇〇年〇月〇〇日現在)

区 分	役 職	氏 名	住 所	電 話 番 号
自治会 第3支会	支会長			
	副支会長			
	副支会長			
	副支会長			
	自治会長代表			
	第2・第3ブロック 連合各会計			
消防団 第8分団	第2部部長			
	第3部部長			
まとい会 霞西支部	第2班・第3班の 代表者			
交通安全協会	第3支部長			
民生・児童委員	地区の代表者			
大門市民センタ ー職員	所長			
その他 必要な要員	防災士			
	防災士			
	防災士			

大門地区の避難所・避難場所・二次避難所

別紙 3

※《避難対象地区、および自治会名は原則であり、災害時は各自近くの施設へ避難する。》

施設名	避難場所・二次避難所	避難所	電話番号	避難対象地区
市立吹上小学校 (所在地：吹上 1 7 6 - 1)	避難場所	避難所	22-7241	吹上、塩船、大門 1 丁目
市立吹上中学校 (所在地：吹上 1)	避難場所	避難所	24-1880	
大門市民センター (所在地：大門 2 - 2 8 8)	避難場所		31-2251	野上町 1・2 丁目、 大門 1・2・3 丁目
市立第三中学校 (所在地：大門 2 - 3 0 1)	避難場所	避難所	31-7286	
市立霞台小学校 (所在地：新町 1 - 3 5 - 1)	避難場所	避難所	31-3090	野上町 3 丁目、大門 3 丁目
市立若草小学校 所在地：新町 1 - 1 5 - 1)	避難場所	避難所	31-3117	野上町 4 丁目
市立第三小学校 (所在地：大門 2 - 3 1 7)	避難場所	避難所	31-7266	今寺 1・2・3 丁目、 木野下、谷野
東原公園グラウンド (所在地：今寺 5 - 1 1)	避難場所（震災時）			今寺 4・5 丁目
障がい者サポートセンター (所在地：大門 2 - 2 6 1 - 1)	二次避難所		30-0152	避難対象者：障害者等

避難所…体育館や校舎等の施設で、災害により住宅を失ったり、インフラ停止により生活が困難となった被災者が一定の期間避難生活をするための場所
【学校・市民センター等の施設で、市が指定する32箇所】

避難場所…大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積があり、地域の災害情報交換や安全を確認するための場所【学校校庭、大規模公園等広い場所で、市が指定する64箇所】

二次避難所…高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象として、必要に応じて開設する避難所(福祉避難所)【市の老人福祉や子育て、障害者施設等の公共施設、市が指定する11箇所】

一時集合場所…地域の力を結集し、発災後間もない段階での安否確認や救出・救助、初期消火を行い、地域の被害を最小限にする応急対策活動を行うための場所。そのいとまが無い、または延焼により危険が迫った場合は避難場所へ避難する。【自主防災組織や自治会等の地域で決めている地域の集合場所(公園、運動広場、自治会館等)】